

## [事案 27-130] 契約更新無効請求

・平成 28 年 2 月 29 日 裁定終了

### <事案の概要>

契約更新時、がん診断給付金の支払い回数限度の説明が十分でなかったことを理由に、契約更新の無効および契約更新以降の既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 7 年 9 月に契約したがん保険について、平成 15 年 9 月にがん診断給付金の支払いを受けた後、平成 17 年 9 月に契約を更新したが、更新時に、がん診断給付金は一度しか給付されないことの説明はなかったため、更新を無効として、以降の既払込保険料を返還してほしい。

### <保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) ご契約のしおり・約款には、更新前と後は継続した保険期間とみなすこと、がん診断給付金の給付は保険期間において一度であることが明記されている。
- (2) がん診断給付金の支払条件は、要素の錯誤とはならず、動機も表示されていない。仮に申立人に錯誤が生じていても、申立人には重大な過失がある。
- (3) 契約者からの申出が無い限り自動更新される契約であるので、申立人の誤認により契約更新が無効となるならば、法的安定性を欠く。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約更新時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、錯誤による契約更新の無効および既払保険料の返還は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。

